

みやぎ 企業の農業参入ガイド

宮城県では、震災以降、大区画ほ場など生産基盤を整備し、大規模な土地利用型経営体や先進的な園芸経営体が数多く誕生しています。その一方で、農業従事者の減少や高齢化から、担い手の確保・育成に重点的に取り組んでおり、地域における新たな担い手の一つとして、市町村等と連携を図りながら、参入を支援しています。



令和8年4月

宮城県農政部農業振興課



宮城県の特徴

1 地理的条件

東北の中心地である宮城県は、政令指定都市仙台を抱え、人口約220万人、東京の北東約300kmに位置しています。西部一帯は奥羽山脈が連なり、北上川、阿武隈川などによってつくられた豊かな穀倉地帯で、東北一の沖積平野が広がっています。

県中央には東北自動車道が走り、東北唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港、国内外に定期便が運航されている仙台空港などのアクセス網が完備されています（図1）。また、東北新幹線で仙台-東京間が最短1時間30分で日帰りビジネスにも快適な環境にあります。



図1 宮城県内の高規格幹線道路・地域高規格道路指定路線図

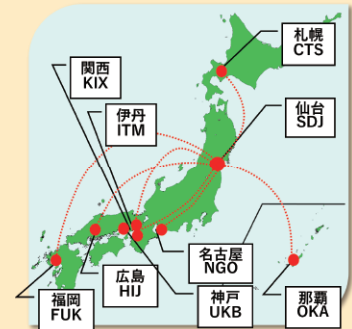
● 高速道路利用による国内主要都市への所要時間(仙台宮城ICから)

都市名	到着IC等	所要時間	距離(km)	都市名	到着IC等	所要時間	距離(km)
青森	青森中央IC	3:52	351.1	東京	川口JCT	3:21	332.4
秋田	秋田中央IC	2:59	243.1	名古屋	名古屋IC	7:05	685.4
盛岡	盛岡IC	1:51	179.7	大阪	豊中IC	8:51	848.9
山形	山形北IC	0:46	59.8	新潟	新潟中央IC	3:10	253.5
福島	福島飯坂IC	0:46	67.5	金沢	金沢東IC	6:24	548.8

出典：NEXCO東日本ホームページ

● 国内航空路線 (令和8年4月現在)

仙台空港へのアクセス
仙台空港アクセス線により、仙台都心（JR仙台駅）から仙台空港まで約25分。



2 自然条件

東北地方でも太平洋側に位置し、比較的温暖で、降雪が少ないのが特徴です。仙台は熊本と比較しても夏場の気温、特に夜間温度が低く、春先2～5月の日射量は同等であり、施設園芸に適した気象条件です（図2）。

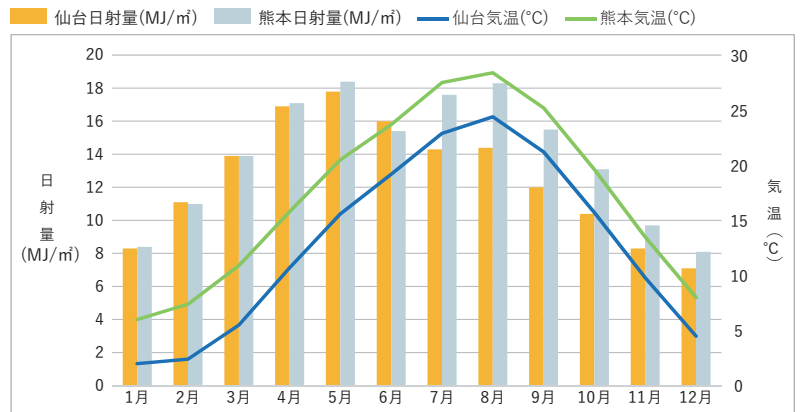


図2 宮城県内の気象条件(仙台市と熊本市の比較)

※気象データは気象庁Webページより引用

3 農業の特色

宮城県の農業産出額は2,494億円(令和6年)で、米52.5%、畜産31.0%、園芸15.2%の割合となっており、農業振興を進めています。

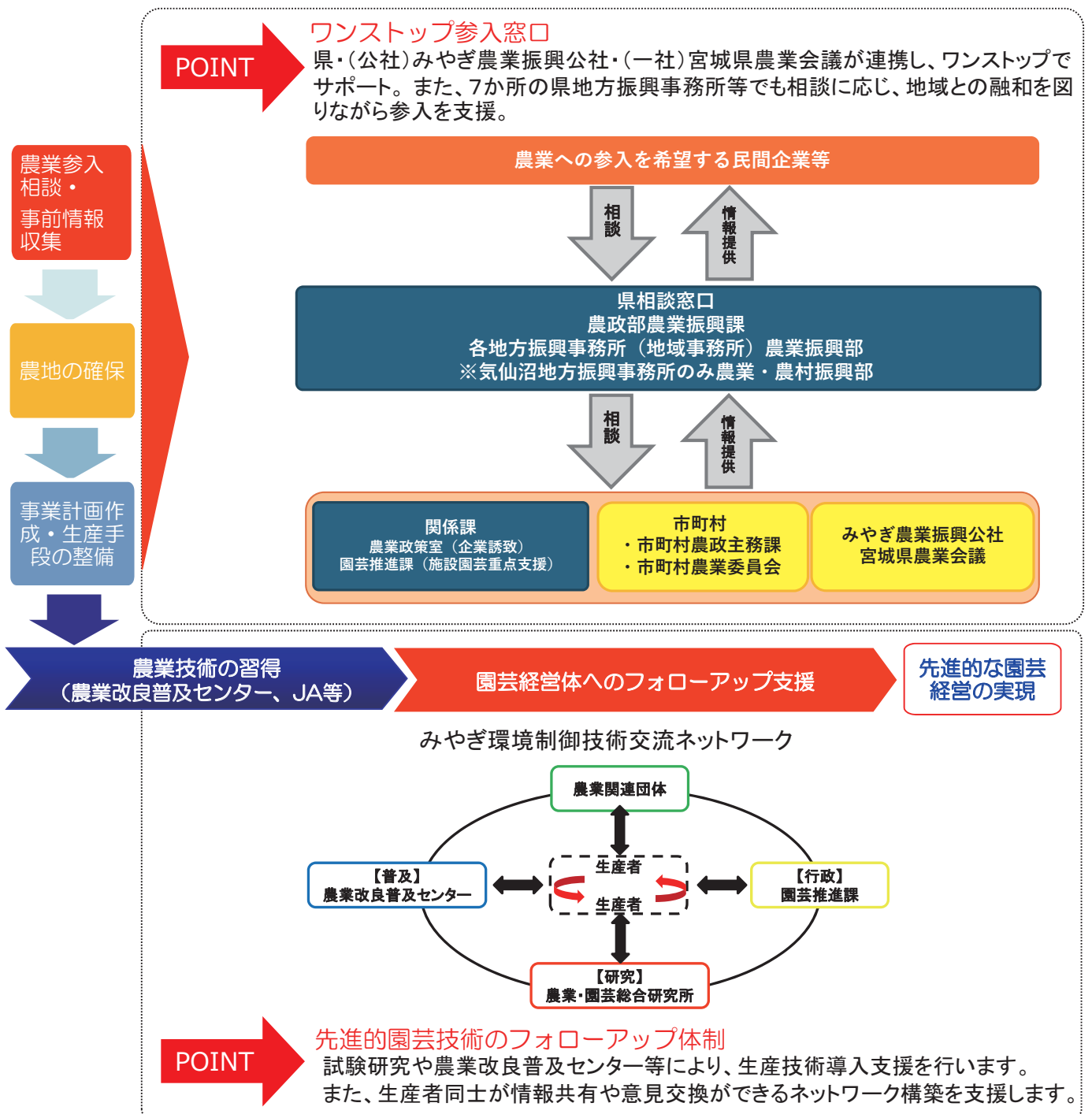
米は、代表的な「ひとめぼれ」「ササニシキ」に加え、新品種「だて正夢」の生産拡大、畜産は、仙台牛のブランド化に取り組んでいます。

園芸は、いちご、トマト、ねぎの産出額が大きく、パプリカ、せりは生産量全国1位です。震災以降、沿岸部を中心に大区画ほ場整備が進むとともに、いちごやトマト等の先端技術を導入した施設園芸団地の形成が進んでいます。

農業産出額上位10品目(令和6年)

順位	品目	構成比(%)	産出額(億円)
1	米	52.5	1,309
2	肉用牛	9.7	241
3	鶏卵	7.2	180
4	豚	6.1	151
5	生乳	4.9	122
6	いちご	3.1	77
7	プロイラー	2.5	62
8	きゅうり	1.6	40
9	ねぎ	1.5	37
10	トマト	1.0	26

宮城県の支援体制



農業参入に係る支援制度等

税制特例

地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業計画を作成し、県の計画承認を受けることで、法人税の軽減などの税制の特例を受けることができます。

農業制度資金

農業へ参入しようとする法人が貸付対象となる農業制度資金には、農業近代化資金、経営体育成強化資金等があります。※融資は、融資機関による審査があります。

補助事業等 機械・施設の整備・導入等を支援する県独自の補助事業を用意しています。

農業に参入する方法

企業等が農業に参入するには、いくつか方法がありますが、大きく「農地利用の有無」で分けられます。

参入方法1 農地を利用する場合

その1 農地を取得する場合

《対応方法》

農地法の要件を満たす「農地所有適格法人」を設立する。

農地所有適格法人とは、農業者などの農業関係者が中心となって組織された農業を行う法人です。

農地所有適格法人は、農業経営を行うために、農地を買ったり借りたりできます。

農地所有適格法人の要件

- 1 法人形態要件
農事組合法人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社
- 2 事業要件
主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）であること〔売上高が過半〕
- 3 構成員要件
 - 農業関係者（農業の常時従事者、農地の権利提供者、地方公共団体、農業協同組合、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人、基幹的な農作業を委託している個人等）が、総議決権の2分の1超であること
 - 農業関係者以外は、総議決権の2分の1未満であること
- 4 役員要件
 - ① 役員の過半が農業の常時従事者（原則年間150日以上）である構成員であること
 - ② 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が法人の行う農業に必要な農作業に従事（原則年間60日以上）すること

その2 農地を借入する場合

《対応方法》

次の要件を全て満たす場合、「農地所有適格法人」以外の法人であっても、農地の使用貸借による権利又は賃借権を取得できます。

農地所有適格法人以外の法人が農地の使用貸借による権利又は賃借権を取得する場合の要件

- 1 貸借契約に解除条件が付されていること
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
- 2 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
- 3 執行役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が法人の行う農業等に常時従事すること

参入方法2 農地を利用しない場合

農地を使用しないで、例えば、肉用牛の肥育、養豚、養鶏、非農地での養液栽培等、農業経営を行うことは可能です。また、今の法人形態のままでも可能です。なお、農地を使用していないので、農地法の制限はありません。

参入方法3 農作業の受託を行って農業に参入する方法

農作業の受託、例えば、水稻の場合は耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀等、麦・大豆の場合は耕起・整地、播種、収穫等の農作業を農業者から受託し、農業に参入することは可能です。また、今の法人形態のままでも可能です。なお、農地法の制限はありません。

農地の権利移動の手続き

1 農地中間管理事業による農地の貸し借り ～農地を貸したい！借りたい！そんな時は～

農地中間管理事業は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて農地中間管理機構（以下「機構」）である（公社）みやぎ農業振興公社が、出し手（土地の所有者）から借受けた農地を市町村が作成する地域計画に基づき、受け手（農業への参入を希望する企業等）へ貸付けする事業です。

- ① 出し手や受け手が、対象となる農地がある市町村窓口等に相談します。相談を受けた後、地域計画に基づいて、機構が市町村や農業委員会等と連携して契約内容（貸借期間、借賃等）の調整を行います。
- ② 機構が出し手から農地を借受け、受け手へ貸付を行う農用地利用集積等促進計画を作成します。
- ③ 県（又は市町村）が農用地利用集積等促進計画を認可・公告することで貸し借りが行われます。機構は認可後に農地中間管理権（※）を取得します。

※「農地中間管理権」とは、農地中間管理事業の実施により受け手に貸し付けることを目的として、農地中間管理機構（公社）が取得する「賃借権または使用貸借による権利」等と定義されています。

詳しくは、該当する農地のある市町村、農業委員会、JA、みやぎ農業振興公社にお問い合わせください。

<事業のフロー> 借りたい！

農地の利用調整！

貸したい！

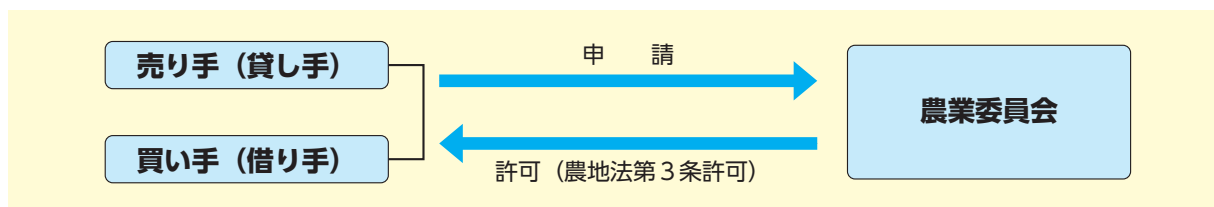


<事業活用の主なメリット>

受け手（農業への参入を希望する企業等）	出し手
<ul style="list-style-type: none"> ●農地の集積・集約化をサポートします。 ●農地所有者が複数いても、契約は機構だけです。 ●賃借料の支払いは、口座振替で便利です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公的機関（機構）が農地を預かるので安心です。 ●機構から直接、賃借料を受け取ることができます。 ●契約期間終了後は、確実に農地が戻ります。

2 農地法による農地の権利取得

農地法によって農地を買入又は借入しようとする場合は、原則として農地の所有者と連署で「農地法第3条許可申請書」をその農地のある市町村の農業委員会に提出し、許可を受ける手続きをします。



● 主な許可条件の概要

- ① 農地の買入後又は借入後において、耕作の事業に供すべき農地（現在所有している又は借りている農地等耕作する権原のある農地、許可を受けようとする農地の両方）の全てを効率的に利用し耕作すること。
- ② 農地の買入者又は借入者が農作業に常時従事すること（原則として年間150日以上。ただし、作物や経営方法等により必要な農作業従事日数が150日未満となる場合でも認められることがある）。
- ③ 周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。これら以外の許可要件もありますので、その農地のある市町村の農業委員会にお問い合わせください。

参入企業による取組事例

(株) デ・リーフデ北上

▶ 経営内容

トマト 1.1ha、パプリカ 1.3ha

▶ 参入の動機等

- 参入企業：(有)スズキ産業
(宮城県、茅葺き業)
- 参入市町村：石巻市
- 東日本大震災により地域の農地が被災。茅葺き業を営んでいた関係からオランダの業者と繋がりがあり、現地の大規模施設園芸を視察したことをきっかけに、震災からの復興として、オランダ式の施設園芸を導入した安定生産を行うための法人を設立。



▶ 取組の特徴

- オランダ式ガラス温室を利用し、天候に左右されない、安定した品質と生産量の確保を行っている。
- 木材チップを燃料とする木質バイオマスボイラーの導入により、化石燃料の使用削減を図っている。
- 大規模農業の展開により、被災地域の雇用促進に貢献している。

マキシマファーム (株)

▶ 経営内容

トマト (大玉、中玉、ミニ) 1ha

▶ 参入の動機等

- 参入企業：岡谷鋼機(株)
(愛知県名古屋市、卸売業)
- 参入市町村：松島町
- 松島町でトマトを生産する(有)サンフレッシュ松島と、鉄鋼や機械を軸として、エレクトロニクスや化成品、食品など多様な商材をグローバルに扱う総合商社の岡谷鋼機(株)が共同で設立。



- (有)サンフレッシュ松島の栽培ノウハウと、岡谷鋼機(株)の産業材への知見を活かし、生産効率の向上を図っている。

▶ 取組の特徴

- 安定的に高品質なトマト生産を行うため、環境制御型のガラス温室で養液栽培を行い、生育環境のコントロールが見える化。過去の栽培データをデータベース化し、次作の改善に生かしている。
- 販路を全国に拡大し、販売単価の向上に向け積極的に営業活動を行っている。

(株) みらいファームやまと

▶ 経営内容

ぶどう（ワイン原料） 3.5ha
にんにく 1.3ha

▶ 参入の動機等

- 参入企業：(福)やまとみらい福祉会
(宮城県、福祉業)
- 参入市町村：大和町
- 「福祉」と「農・食」の分野で新たな結びつきを構築し、ワイナリー（ぶどう畑）を核とした地域振興と産業化の促進や、障害者の就労等共生型農業の実現を図るほか、環境にやさしい循環型農業による、安全・安心で高付加価値をもった食材の生産を目指すことを目的に参入。



▶ 取組の特徴

- 県内ワイナリーでは最大規模の敷地面積に10種類以上の醸造用ぶどうを栽培しており、自社ぶどうなどを使用したワイン醸造と販売を行っている。
- 食品メーカーとの連携による高収益作物であるにんにくの栽培のほか、レストラン「了美ワイン&ダイニング」を整備し、6次産業化にも取り組んでいる。
- 農福連携による取組として、障害者に農作業や箱組み立てなどの作業を依頼しており、今後、取組拡大を計画している。

仙台ターミナルビル (株)

▶ 経営内容

せんだい農業園芸センター
果樹5品目 1.4ha、トマト 0.2ha
JRフルーツパーク仙台あらはま
果樹8品目 6.8ha、いちご 0.8ha

▶ 参入の動機等

- 参入企業：仙台ターミナルビル(株)
(宮城県、不動産業) ※ JR東日本グループ
- 参入市町村：仙台市
- 2013年JR東日本グループが掲げた経営方針（地方創生）を受け、「東日本大震災の復興支援」を含めた農業参入の検討を開始し、2016年4月、津波で被災した「仙台市農業園芸センター」の再整備と震災復興のため運営を開始（20年定期借地権契約）。
- 2021年3月、東日本大震災の仙台市集団移転跡地利活用事業により大規模体験型観光果樹園を整備し、運営を開始（30年定期借地権契約）。



▶ 取組の特徴

- 一年を通して旬のフルーツ狩りができる観光農園のほか、敷地内にはカフェ・レストランや直売所も整備され、賑わいを創出する新たな拠点となっている。
- 地域の農業者や沿岸地域の復興事業に参画している事業者との連携を行い、仙台市沿岸部の復興や農業振興に大きく寄与している。
- 複合経営や果樹栽培などの研修事業を展開しており、人材育成にも貢献している。

問い合わせ先

企業の農業参入相談窓口

宮城県農政部農業振興課	仙台市青葉区本町三丁目8-1 (宮城県行政庁舎内)	☎ 022-211-2833
宮城県大河原地方振興事務所 農業振興部	大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	☎ 0224-53-3516
宮城県仙台地方振興事務所 農業振興部	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 (宮城県仙台合同庁舎内)	☎ 022-275-9251
宮城県北部地方振興事務所 農業振興部	大崎市古川旭四丁目1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	☎ 0229-91-0718
宮城県北部地方振興事務所 栗原地域事務所農業振興部	栗原市築館藤木5-1 (宮城県栗原合同庁舎内)	☎ 0228-22-2268
宮城県東部地方振興事務所 登米地域事務所農業振興部	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 (宮城県登米合同庁舎内)	☎ 0220-22-3535
宮城県東部地方振興事務所 農業振興部	石巻市あゆみ野五丁目7番地 (宮城県石巻合同庁舎内)	☎ 0225-95-7115
宮城県気仙沼地方振興事務所 農業・農村振興部	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 (宮城県気仙沼合同庁舎内)	☎ 0226-24-2534

関係機関

公益社団法人 みやぎ農業振興公社 担い手育成部	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 (宮城県仙台合同庁舎内)	☎ 022-342-9190
一般社団法人 宮城県農業会議 農政部	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 (宮城県仙台合同庁舎内)	☎ 022-275-9164

発行

宮城県農政部農業振興課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL 022-211-2833 FAX 022-211-2839

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/>